

株式買入等のために設定する金銭の信託の受託者選定基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、本行による株式の買入等に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「株式買入等基本要領」(平成 14 年 10 月 11 日付政委第 122 号別紙 1)に定める金銭の信託の受託者(以下「受託者」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 受託者の選定基準等

- (1) 受託者の選定に当っては、受託者となることを希望する者を公募するものとする。
- (2) 受託者は、(1)の公募に応じた者(以下「応募者」という。)であって、次に掲げる要件を満たすものに限る。

イ. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和 18 年法律第 43 号)第 1 条第 1 項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること

ロ. 本行本店の当座預金取引先であること

ハ. 銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出された応募者の連結および単体自己資本比率が、平成 14 年 3 月末において、国際統一基準が適用される先については 8%以上、国内基準が適用される先については 4%以上であるなど十分な信用力を備えていること。但し、考査等から得られた情報に照らし、同水準が一時的なものであると認められるとき、決算期末以降の状況変化により信用力に

問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。

ニ．選定時の直近期末（中間期末を含む。）において、金銭または有価証券の信託にかかる信託財産として所有する株式の金額（再信託契約または共同受託契約に基づくものを含む。）が、本行が保有しうる株式の総額（2兆円）を十分に上回る水準であること

ホ．本件受託事務を円滑に処理できる体制が整っていると認められること

(3) 応募者が本件の信託契約にかかる信託財産の管理の全部又は一部を再信託する場合には、応募者が指定する再受託者においても(2)に掲げる要件を満たさなければならない。

(4) 応募者が本件の信託契約にかかる信託財産の管理の全部又は一部を共同受託する場合には、共同受託者においても(2)に掲げる要件を満たさなければならない。

3．受託者の選定方法

受託者は、本行が定める予定価格の範囲内で一般競争入札方式により選定する。この場合において、本行は、当該予定価格内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4．信託契約の期間

(1) 株式買入等基本要領5．(1)に定める受託者との信託契約は、平成19年9月末をもって終了する。

(2) 平成19年10月1日以後の信託の受託者は、本行が別に定めるところに

より選定する。

5．受託者の更迭等

(1) 信託法（大正 11 年法律第 62 号）に定める受託者の任務終了原因のいずれかが生じたときには、本行は信託を終了し、2．で定める選定基準等に従い速やかに新たな受託者を選定する。

(2) 次のいずれかに該当する場合には、本行は信託を終了し、2．で定める選定基準等に従い速やかに新たな受託者を選定することができる。

イ．受託者が本行との契約に違反したとき

ロ．受託者が本件受託事務を正確かつ迅速に履行していないと本行が認め
たとき

ハ．その他契約を継続し難い事由があると本行が認めたととき

ニ．受託者が 2．(2) から (4) に定める要件を満たさなくなったとき